

## 目次

教育長訓令	
○教育庁文書管理規程の一部を改正する教育長訓令	1
○所管機関文書管理規程の一部を改正する教育長訓令	1

## 教育長訓令

### 北海道教育委員会教育長訓令第1号

庁 中 一 般

教育庁文書管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和7年2月7日

北海道教育委員会教育長 中 島 俊 明

教育庁文書管理規程の一部を改正する教育長訓令

教育庁文書管理規程（平成10年北海道教育委員会教育長訓令第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「作成」を「作成等」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

#### 第3章 文書の作成等

第4条中「所掌する本庁の課」を「当該課」に、「総括」を「統括」に改める。

第11条の2の見出しを「(文書の作成等)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 文書の作成又は取得は、法令等の規定により紙文書での作成又は保存をしなければならない場合その他電子文書又は電子情報による管理が適切でないと認められる場合を除き、電子文書又は電子情報での作成又は取得を基本とする。

第34条を削り、第33条を第34条とし、第32条を第33条とし、第31条を第32条とし、同条の前に次の1条を加える。

(電子文書等による管理)

**第31条** 文書の保管又は保存に当たっては、法令等の規定により紙文書での保存をしなければならない場合その他電子文書又は電子情報による管理が適切でないと認められる場合を除き、電子文書又は電子情報により管理することを基本とする。

- 2 紙文書は、電子文書又は電子情報に変換し、当該電子文書又は電子情報を正本として管理することができる。

- 3 前項の規定により保存中の紙文書から変換した電子文書又は電子情報は、当該紙文書の保存期間から既に経過した期間を控除した期間、保存しなければならない。

- 4 紙文書から電子文書又は電子情報への変換の方法、当該電子文書又は電子情報の保管及び保存の方法並びに電子文書又は電子情報に変換済みの紙文書の取扱いについては、教育長が定める。

第35条第3項中「毎年、6月末日までに文書館引渡文書一覧表（別記第13号様式）を作成し、総務政策局総務課に提出するとともに、当該文書を総務政策局総務課」を「主務課長の決定」に改める。

第36条第1項中「毎年、6月末日までに廃棄文書一覧表（別記第14号様式）を作成し、文書主管課に届出の上、」を「主務課長の決定を経て」に改める。

別記第13号様式及び別記第14号様式を削る。

#### 附 則

この教育長訓令は、令和7年2月7日から施行する。

### 北海道教育委員会教育長訓令第2号

庁 中 一 般

所 管 機 関

(道立学校を除く。)

所管機関文書管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和7年2月7日

北海道教育委員会教育長 中 島 俊 明

所管機関文書管理規程の一部を改正する教育長訓令

所管機関文書管理規程(平成17年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

目次中「作成」を「作成等」に、「第26条・」を「第25条の2一」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

### 第3章 文書の作成等

第10条の見出しを「(公文書の作成等)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 6 文書の作成又は取得は、法令等の規定により紙文書での作成又は保存をしなければならない場合その他電子文書又は電子情報による管理が適切でないと認められる場合を除き、電子文書又は電子情報での作成又は取得を基本とする。

第26条の前に次の1条を加える。

(電子文書等による管理)

**第25条の2** 文書の保管又は保存に当たっては、法令等の規定により紙文書での保存をしなければならない場合その他電子文書又は電子情報による管理が適切でないと認められる場合を除き、電子文書又は電子情報により管理することを基本とする。

- 2 紙文書は、電子文書又は電子情報に変換し、当該電子文書又は電子情報を正本として管理することができる。
- 3 前項の規定により保存中の紙文書から変換した電子文書又は電子情報は、当該紙文書の保存期間から既に経過した期間を控除した期間、保存しなければならない。
- 4 紙文書から電子文書又は電子情報への変換の方法、当該電子文書又は電子情報の保管及び保存の方法並びに電子文書又は電子情報に変換済みの紙文書の取扱いについては、教育長が定める。

第28条第2項中「毎年、6月末日までに文書館引渡文書一覧表(別記第8号様式)を作成し、総務政策局総務課に提出するとともに、当該文書を総務政策局総務課」を「主務課長の決定」に改める。

第28条の2第1項中「毎年、6月末日までに廃棄文書一覧表(別記第9号様式)を作成し、当該所管機関の長の決定を受けて、」を「主務課長の決定を経て」に改める。

別記第8号様式及び別記第9号様式を削る。

### 附 則

この教育長訓令は、令和7年2月7日から施行する。